

特定液化石油ガス設備工事事業開始届書

特定液化石油ガス設備工事事業を行う場合、事業所ごとに事業の開始の日から30日以内に届け出なければならない。

必 要 書 類

液化石油ガス設備工事事業開始届書(様式56)

液化石油ガス設備士免状の氏名及び、番号

自記圧力計の数

× 整理番号	
× 受理年月日	

特定液化石油ガス設備工事事業開始届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法

- (備考)
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - ×印の項は記載しないこと。
 - 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

